〃	第十六回	四十四億五千六百九十七万円	四十四億四千八百六十三万六千百十二円	〃	
〃	第十七回	二十億三千二百四万円	二十億二千六百六十七万五千四百四十五円	〃	
〃	第十八回	二十四億二千七百八十四万円	二十四億二千三百二十六万九千百三円	〃	
〃	第十九回	十八億二百五十二万円	十七億九千七百七十六万千三百七十六円	〃	
〃	第二十回	十五億千三百三十七万円	十五億千五十一万二千二百五十八円	〃	
〃	第二十一回	六億八千四百三万円	六億八千二百二十二万四千百七十六円	〃	
〃	第二十二回	五億五千百八十九万円	五億五千七十一万千五百十三円	〃	
〃	第二十三回	七億四百二十二万円	七億二百三十六万八百七十二円	〃	
〃	第二十四回	三億二千二百七十二万円	三億二千二百十万九千八百八十円	〃	
〃	第二十五回	一億千三百四十四万円	一億千三百十四万五百二十六円	〃	
〃	第二十六回	一億六千五百四万円	一億六千四百七十二万七千三百八十七円	〃	
〃	第二十七回	二億六百十九万円	二億五百六十四万五千六百六十八円	〃	
〃	第二十八回	四億千五百六十六万円	四億千四百八十八万六千八百九十七円	〃	
〃	第二十九回	二億六千三百六十三万円	二億六千二百九十三万四千二十三円	〃	
〃	第三十回	十四億二千四百四万円	十四億二千四百四十一万千八百八十八円	〃	
〃	第三十一回	四億六百二十四万円	四億五百十六万七千五百三十六円	〃	
〃	第三十二回	一億六千八百八十七万円	一億六千八百五十四万五千二百七十六円	〃	
〃	第三十三回	二億四千四百五十四万円	二億四千三百八十九万四千四百二十四円	〃	
〃	第三十四回	二億八千百二万円	二億八千四十九万三千九百五十七円	〃	
〃	第三十五回	二十二億三千三百三十一万円	二十二億千九百九十九万九千五百円	〃	
〃	第三十六回	五十四億二百八十四万円	五十三億七千三百六十六万千六百四十二円	〃	
〃	第三十七回	四千七百六十万円	四千七百三十八万八千五百六十一円	〃	
〃	第三十八回	二百万円	百九十九万四千八百二十八円	〃	
合　　計		千百八十三億二千三百四十万円	千百八十億千五百十八万三千九十五円	合　　計	

○国土交通省告示第十三百四十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年八月九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17358	BMW FW20 LDA－	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
17359	BMW MX20 LDA－	〃	〃

○国土交通省告示第十三百四十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年八月九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17360	BMW 6 B44 CBA－	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
17361	BMW YP44 CBA－	〃	〃
17362	BMW YM44C CBA－	〃	〃

○国土交通省告示第十三百四十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年八月九日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17363	BMW YE44 CBA－	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
17364	BMW YA44 CBA－	〃	〃
17365	BMW YE30 DAA－	〃	〃
17366	BMW YA30 DAA－	〃	〃
17367	BMW YG60 CBA－	〃	〃
17368	BMW YA30 DBA－	〃	〃
17369	BMW YE30 DBA－	〃	〃